

介護保険負担限度額認定について

介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院）に入所または短期入所（ショートステイ）した場合、食費と居住費は原則全額が自己負担となりますが、所得が低く資産も少ない方については、負担限度額認定を受けると1日あたりの自己負担上限額が決まり、残りの費用が介護保険から給付されます。

■利用者負担段階・・・本人の収入等に応じて以下の利用者負担段階が決まります。

- 第1段階・・・生活保護受給者または老齢福祉年金受給者
 第2段階・・・本人の課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額の合計額が、
年額82.65万円以下
 第3段階①・・・本人の課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額の合計額が、
年額82.65万円超120万以下
 第3段階②・・・本人の課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額の合計額が、
年額120万円超

■適用要件・・・次のすべての要件を満たせば限度額が認定されます。

- 本人および世帯全員が市民税非課税であること
 ○別世帯に配偶者（内縁関係含む）がいる場合は、その配偶者も市民税非課税であること
 ○預貯金等の金額が、
 第2段階・・・単身で650万円以下、夫婦（内縁関係含む）で1,650万円以下
 第3段階①・・・単身で550万円以下、夫婦（内縁関係含む）で1,550万円以下
 第3段階②・・・単身で500万円以下、夫婦（内縁関係含む）で1,500万円以下

■食費・居住費の負担限度額と基準費用額 ※令和8年8月から（1日あたり）

利用者 負担段階	居住費等の負担限度額				食費の 負担限度額	
	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室	多床室	施設 サービス	短期入所
第1段階	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円	300円
第2段階	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円	600円
第3段階 ①	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	680円	1,030円
第3段階 ②	1,470円	1,470円	1,470円 (980円)	430円 【530円】 (530円)	1,420円	1,360円
基準費用 額	2,066円	1,728円	1,728円 (1,231円)	437円 【697円】 (915円)	1,545円	

※【 】内は、室料負担のある多床室を利用した場合の金額です。

※（ ）内は、特別養護老人ホームまたはショートステイを利用した場合の金額です。